

【じん芥処理事務経費】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇不燃ごみを一時保管、また、最終処分先に搬入できるよう破碎などの処理を行う一之宮中継所の維持管理に係る経費であるが、県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成27年度からは本事務が茅ヶ崎市へ移行され、平成26年度末で本施設は廃止されることが決まっている。</p> <p>◇不燃ごみを直接搬入した場合の処理手数料は、500kgまでが500円で、昭和57年から変更されていない。平成27年度からの茅ヶ崎市への移行に合わせて値上げすることのだが、現在まで見直しが行われていない。</p> <p>◇破碎処理時に発生する騒音と粉じんについて、関係法令等を遵守するよう、契約書及び口頭により委託業者に指示はしているとのことだが、町として定期的な検査等が行われていない。</p>	
	事業の方向性	現行
評価結果	<p>◇事務の終了が決定してるとは言え、平成26年度末まで2年以上あるので、受益者負担の観点からも、当該手数料の適正化について早急に検討し、手数料の値上げを行うべき。</p> <p>◇不燃ごみの処理手数料の値上げを、資源ごみとの分別推進につなげてアピールするなど、様々な手段を用いて、ごみの減量化に向けた積極的な啓発活動を行うことが必要。</p> <p>◇機器の運用については、終了時期が決定しているからこそ、計画性のある活用をし、もって修繕料の縮減を図ることが必要。</p> <p>◇不法投棄の不燃物が未だ解消されていない現況から、町民への啓発及び自治会等の協力を得たパトロールの強化が必要。</p> <p>◇破碎処理時に発生する騒音と粉じんについて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の法令が遵守されているか、定期的に確認し、町として把握することが必要。</p> <p>～補足意見～</p> <p>◇町のごみ処理問題については、町民の関心が大きいため、茅ヶ崎市との連携及び役割分担による広域処理体制が確立された際には、町民の理解を得られるよう、費用対効果も含め、丁寧な説明責任を果たすべきである。</p>	
	予 算 額	現行
<p>(手数料の値上げを行うことにより、歳入の増額を図りたい。)</p>		

概要説明書

事務事業・事務経費名	じん芥処理事務経費	体系コード	
主管課等	環境課生活美化担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: (有)寒川クリーンサービス)				
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 実施主体:)				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額	
	一之宮中継所維持管理	不燃ごみの直接搬入、中間処理施設である一之宮中継所の維持管理運営に関すること			
			管理委託に伴う消耗品・使用機械消耗部品	2 (消耗品)	27 (消耗品)
			不燃物の直接搬入に伴う窓口手続き事務	—	—
			中間処理後の不燃物の搬出手続き事務	—	—
			パワーショベル用燃料費	507 (燃料費)	617 (燃料費)
			施設及び施設内器具の維持に伴う確認、修理委託事務	—	—
			一之宮中継所運営に伴う電気料	422 (光熱水費)	416 (光熱水費)
			施設の運営に伴う隣接した事業所との連絡、調整事務	—	—
			不燃物の破碎処理を行う町所有の破碎機カッター刃修繕料	1,092 (修繕料)	2,000 (修繕料)
			事務連絡用電話料	32 (通信運搬費)	32 (通信運搬費)
			一之宮中継所管理運営委託料	10,500 (委託料)	12,000 (委託料)
			不燃物のかき上げ処理等を行うパワーショベル借上料	3,780 (機械器具使用料)	3,780 (機械器具使用料)
		ごみ集積所維持管理	ごみ集積所の維持管理、運営、補修等に関すること		
	町内集積所に関する苦情等に対する対応、処理事務		—	—	
	ごみ集積所の新設、移動、廃止に関わる手続き事務		—	—	
	町へ帰属された集積所への不法投棄撤去作業		—	—	

概要説明書

	ごみ集積所維持管理	開発行為による集積所の造成に関する指導、管理、手続き事務	—	—
		ごみ集積所パトロール時軍手代	0	2
		町へ帰属されたごみ集積所を補修するための材料費	2	6
事業費・経費 計			(a)	16,337
平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）			(b)	1,588
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b)	17,925
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>当該施設は、収集及び不法投棄、また一般町民による直接搬入された不燃ごみ等を一時保管し、大きな不燃ごみを破砕機に投入、また大型重機による破砕等を行い、最終処分先に搬入するために要求される形状にまで不燃ごみを加工するとともに、通常の不燃ごみとして処分できない家電製品や乾電池、また不法投棄されたバイクやタイヤ等の処理困難物を仕分け、それぞれをしかるべき搬出先へと搬出できるようにする。そうすることで、埋立をする量を最小限に留め、正しい方法で処分することにより環境への負荷を軽減し、ごみの排出抑制にも寄与することから、一連の事業にかかる当該経費は必要不可欠である。</p> <p>また、平成26年度以降は廃止を予定しており、廃止後は近隣自治体と協力して広域的な処理体制の整備を進める予定である。詳しくは「24年度の状況及び今後の方針」欄を参照。</p> <p>また、ごみ集積所の管理運営については、集積所は毎日のように使用する場所であり、生活に必要不可欠である。そういった集積所に破損等があるとごみの排出、収集に支障を来してしまう場合があるが、日々の使用や事故等での破損や収集の困難な状況は常に起こりうるため町での管理が必要である。</p>			
町における類似事業	なし。			
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	<p>隣接する藤沢市、茅ヶ崎市について、不燃ごみの中間処理施設については、どちらの市も焼却場と隣接する形で作られており、独自の中間処理施設が存在するわけではない。またその不燃ごみ処理の殆どを直営の焼却場による受け入れで行うため、破砕選別等を複数の委託業者に搬出する寒川とは形態が大幅に異なり、比較は難しい状態である。</p> <p>また、ごみ集積所の管理については、茅ヶ崎市では環境事業センターの担当で、不法投棄の撤去作業などは行っているものの、基本的には市内に多数存在する集積所の帰属は受けておらず、市の管理下にあるものではないため、修繕なども殆どすることなく、土地所有者や自治会等での管理対応となっており、類似する事業は存しないこととなる為、比較が難しい。</p> <p>藤沢市については、すでに個別収集を実施しており、基本的にごみ集積所が存在しない為、類似の事業は存しないため、比較はできない。</p>			
24年度の状況と今後の方針	<p>24年度についても23年度と同様の状況であるが、資源物の直接搬入場所としての機能が寒川広域リサイクルセンターに移行し、作業量が微減したため、予算額段階では委託料も微減している。ごみ集積所の維持管理事業についても23年度と同様に行われている。ただし、24年度より集積所への不法投棄に対する対策を強めていく方針を取っており、担当の管理事務量自体は増加している。</p> <p>また、平成26年度から湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画により、茅ヶ崎市環境事業センターで当町の不燃物を処理することが決定していることから、平成25年度をもって一之宮中継所は閉鎖する。閉鎖後環境事業センターでの処理を委託する場合、当該事業ではなく「じん芥収集運搬処分事業費」の委託料で支払われる予定であり、当該事業はごみ集積所の維持管理が主な事業内容となる予定。</p>			
特記事項 (事業の沿革等)	<p>不燃ごみ処理については、広域連携を行う事によって施設の維持管理等が合理化され、経費の削減等に繋がることから現在の形態を見直し、茅ヶ崎との合同処理を進めていくため、当該事業のうち一之宮中継所の管理運営事業は25年度以降不要となるが、それまでは町民の混乱を避けるためにも現状を維持し、少しでも環境負荷、費用の少ない方法を取り続ける必要がある。</p> <p>ごみ集積所の維持管理については、町の所有地である集積所は毎年追加されており、基本的には減少することは殆どないものであるため、継続した維持管理事業が重要である。</p>			

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、83・84 ページのとおり。

(委員長) 委託契約については、何社の入札で、その落札率は？

(主管課長) 詳細な資料を持参していないため、後日回答する。

〔後日回答〕平成 23 年度：指名業者 4 社 入札業者 4 社 落札率 76.92%

平成 24 年度：指名業者 4 社 入札業者 4 社 落札率 99.75%

(委員長) 競争入札であるため、委託業者は毎年度違う業者になるのか？

(主管課長) 平成 23・24 年度は寒川クリーンサービス、それ以前は村松商事である。

(委員) 本経費については、今後、茅ヶ崎市との広域連携による役割分担により費用の増減があるとのことだが、町のごみ処理全体に係る費用については、リサイクルセンターの建設を含め、広域連携による処理を行う前後でどのような増減があるのか？当然積算しているのであろう。

(主管課長) じん芥処理事務経費に係るヒアリングとのことであったので、全体に関する資料は持ち合わせていない。

(委員長) 「事業全体を見ないと分からない」「関連事業・経費をまとめて見たい」という部分は確かにあるが、今年度の外部評価については、選定した事業・経費についての評価を行うという形で進めて来てしまっている。反省点ということで、来年度以降の本委員会のすすめ方に活かしていきたい。ただ、委員が質問された事項について、本委員会として意見を述べるのであれば、「町民の関心が高い事項であると思われるので、今後、町としての説明責任を果たしていただきたい」という総括意見のような形は可能だと思う。

(委員長) 一之宮中継所へ一般町民が不燃ごみを直接搬入した場合の手数料は？また、事業者の搬入も可能か？

(主管課長) 搬入車両の積載量で手数料額を設定しており、500kg までが 500 円、1t までが 1,000 円である。事業者については搬入不可である。

(委員長) 町民と事業者の区別はどのように行っているのか？

(主管課長) 搬入の申請は、役場環境課の窓口で受け付けるため、その際に確認している。

(委員長) この手数料の額は、他自治体と比較して安いのではないか？

(主管課長) 安いと思う。昭和 57 年頃(それ以前は不明)と比較しても、額に変動がない。ただ、茅ヶ崎市への業務移行に伴い、平成 27 年度からは 100 kg 未満が 500 円、100 kg が 1,000 円、100 kg を超えると 10 kg ごとに 100 円の加算という設定に変更される。

(委員長) 30 年近く同じ額というのは、受益者負担の観点からしても、設定が低すぎるのでは。不法投棄の抑制という効果もあるかもしれないが、平成 27 年度までの残り 2 年間だけでも、額の改定を行ってはどうか。

(主管課長) 各種手数料については、市町村ごとに設定や額にかなりの違いがあり、他自治体との比較からのみで値上げを行うことは難しいと考える。また、受益者負担についても、一概にその観点からのみで料金を設定しているわけでもないので、判断が難しいところである。

(委員長) 廃家電・廃乾電池については、業者に無料で出しているのか？

(主管課長) 処理料を支払っている。それに係る費用については、本経費ではなく、処理困難物処理経費という科目に計上している。

(委員長) 町の歳入となる搬入手数料の充当先は、本経費ではないのか？

(主管課長) 本経費である。歳入額は、平成 22 年度が 425,500 円、平成 21 年度が 405,500 円、平成 20 年度が 396,500 円である。内容としては、500kg 未満の普通自動車や軽車両が圧倒的に多い。

(委員) 破砕機カッター刃の修繕料について、平成 24 年度の計上額が前年度の倍になっているのはなぜか？

(主管課長) 破砕機は、上下 1 枚ずつの 2 枚の刃がかみ合うことで破砕する機械であり、一定期間で刃を交換する必要がある。その交換に要する費用が 1 枚当たり約 100 万円である。平成 24 年度中に両刃とも交換し、平成 27 年度の茅ヶ崎市への移行まで保たせることを考えている。

(委員) リサイクルセンターの裏にスペースがあると思うが、そこに中継所を移設することで、経費節減を図ることもできるのでは？

(主管課長) リサイクルセンターはあくまでも資源物に係る施設である。また、平成 27 年度から茅ヶ崎市に移行することが当初から計画されていたので、それまでの間は、現在の施設で処理を行う。また、リサイクルセンター裏のスペースで、別事業の実施ということについては、現在特には予定していない。

(委員長) 不燃ごみの収集は、週に何回か？

(担当) 町全体の収集としては週 2 回、1 家庭あたりは 1 か月に 2 回である。

(委員長) ごみ処理全体に関する質問はおそらく切りが無い。担当課としては、ごみ処理の広域連携に係る事業展開とその総括について、また、ごみ減量化推進のための啓発について、町民に対し、丁寧に何度も何度も繰り返し説明を行うことが必要であろう。

ヒヤリング時に確認したい事項等

事務事業名：じん芥処理事務経費（環境課）

委員名	No.	質問内容	回答内容	備考
石田委員	1	委託先選定は競争入札か？	指名競争入札です。500万円以上なので指名委員会を開催しています。	
	2	一之宮中継所の年間処理量の経年推移を教えてください。	裏面参照	
	3	寒川町は何故、近隣市と異なりごみ集積所が自治会等の管理ではないのか？	開発等により集積所が町に帰属されているもので構造物が破損した場合の補修材料を予算化しています。置場の管理は、利用者の方々に任せています。	
生田委員	1	24年度の状況で作業量が激減したため委託料も激減しているとあるが、23年度と比し増加しているのは何故	リサイクルセンターが完成した23年度まで資源物の一般持ち込みを受けていました。22年度13,650,000円、21年度18,795,000円。	
	2	寒川クリーンサービスは入札で決定した会社ですか。	指名競争入札です。500万円以上なので指名委員会を開催しています。	
	3	不法投棄対策は別の事業であるべきで、入札無しで寒川クリーンサービスに委託したのですか。	一之宮中継所では、不法投棄で集められた不燃物を分別し資源化を図り、埋め立て処分しないよう減量化を図っています。	
	4	藤沢、茅ヶ崎の中間処理施設は焼却場と隣接する場所に作られていて中間処理施設はなく、費用は発生しない。では何故寒川が昨年のリサイクルセンター完工時に中間処理施設を廃止できなかったのですか。26年度まで廃止できない理由にもなるとおもいますが。	一之宮中継所で行っている中間処理は、平成26年度をもって茅ヶ崎市環境事業センターに移行します。これは、神奈川県湘南東地域循環型地域計画の中で決定されています。茅ヶ崎市環境事業センターでは、焼却炉延命化計画が粗大ゴミ処理施設の改修計画より先行することになりましたが、不燃ゴミの受け入れは当初の通り平成27年4月からになります。リサイクルセンターは資源物の中間処理であり、藤沢市では平成25年度完成します。	
	5	処理場には町の財産もあります。毎日パトロールが実施されていますか。また其の報告書は検証管理されていますか？	一之宮中継所の委託時間は、月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後4時までで、祝祭日に関係なく日曜、年末年始のみ閉鎖となっています。閉鎖時のパトロールは実施しておりません。	

一之宮中継所年間処理量推移

	H21	H22	H23	計
不燃ごみ(m ³)	2,500	2,700	2,640	7,840
廃バイク(台数)	20	44	37	101
廃乾電池(kg)	9,720	10,400	9,490	29,610
廃家電(kg)	128,990	122,610	117,850	369,450